

八戸市地域公共交通会議
会長 武山 泰 様

八戸市交通部
八戸市長 小林 眞



定期券購入者に対する「休日100円サービス」導入について（報告）

このことについて、下記のとおり実施することとし、東北運輸局へ届出いたしますので、ご報告申し上げます。

記

1. 氏名又は名称及び住所
青森県八戸市大字新井田字小久保頭 4-1
八戸市交通部
八戸市長 小林 眞
2. 実施理由
現在、通勤定期券所有者等に行っている土日祝日等の1乗車100円サービスを通学定期券利用者等へも拡大し、休日のバス利用者の増加を図るため。
3. 実施内容
 - ①定期券所有者が土日祝日等に定期券面に表示された通用区間において乗車し、定期券を提示した場合において、その者が同伴する家族を1乗車100円（小人は50円、現金支払のみ、障害者割引等はなし）とする。
 - ②定期券所有者が土日祝日等に定期券面に表示された通用区間以外の区間において乗車し、又は、通用区間を越えて乗車し、定期券を提示した場合において、定期券保持者及びその者が同伴する家族を1乗車100円（小人は50円、現金支払のみ、障害者割引等はなし）とする。
4. 実施対象日
 - 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - お盆（8月13日～8月16日）、年末年始（12月29日～1月3日）
5. 対象定期券
 - (1) 通学定期乗車券
 - (2) 通勤通学定期乗車券
 - (3) 特殊定期乗車券（持参人式定期乗車券）
※通勤定期乗車券ではすでに実施済

6. 定期券のエコ機能（休日 100 円サービス）

	通勤	通学	通勤通学	特殊定期
【現 行】	○	×	×	×
【実施後】	○	○	○	○

※南部バス発行の共通定期券を持っている方の同伴する家族は共通区間内の利用に限り、エコ機能の対象となります。

7. 実施予定日

平成 30 年 4 月 1 日

東北運輸局

局長 尾関 良夫 様

八戸市交通部

八戸市長 小林 眞

一般乗合旅客自動車運送事業の運賃設定（変更）届出書

このたび、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃を変更したいので、道路運送法第9条および同法施行規則第9条の規定に基づき、下記のとおり届出いたします。

記

1. 氏名または名称および住所

〒031-0813 青森県八戸市大字新井田字小久保頭 4-1

八戸市交通部 八戸市長 小林 眞

2. 設定（変更）しようとする運賃を適用する路線

市営バス全路線

3. 設定（変更）しようとする運賃の種類、額及び適用方法

運賃：特殊普通旅客運賃（休日100円サービス）

額：大人100円、小人50円

適用方法：(1) 定期券（全種）所持者及び同伴する家族は1乗車あたり上記の運賃とする。

(2) 小児運賃は、小学生以下（12歳以下）の者に適用する。

(3) 旅客運賃の割引（身体障害者、児童福祉法の適用を受ける者、知的障害者、精神障害者）はしない。

(4) 運賃の支払は現金のみとし、回数券は取扱しない。

4. 適用する期間又は区間等その他条件

・土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、8月13日～8月16日、12月29日～1月3日とする。

・同居の家族は2親等以内とする。（両親、祖父母、配偶者、兄弟姉妹、子供、孫）

・定期券による共通乗車において、岩手県北自動車株式会社（南部バス）発行の共通定期券所持者については「共通乗車区間内」に限り適用する。

5. 実施日

平成30年4月1日より